

HPVワクチン接種後に生じた症状に対する対応

基本方針

寄り添う姿勢 ・ 科学的知見の尊重

(1) 救済に係る速やかな審査

我が国の従来からの救済制度の基本的な考え方「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする」に則って、速やかに救済に係る審査を実施

(2) 救済制度間の整合性の確保 (H27~)

定期接種化前の基金事業で行われたワクチン接種による通院について、予防接種法と同等の医療費・医療手当となるよう予算事業により措置

(3) 医療的な支援の充実

- 身近な地域で適切な診療を提供するため協力医療機関を各都道府県1機関以上整備 (H26~)
- 協力医療機関の医療従事者向け研修会を年1回程度開催
➡ 協力医療機関の二一ズ等を踏まえ、研修内容を充実 ★New★
- 協力医療機関同士が相談できる体制の構築、協力医療機関と都道府県等とが必要な情報の共有、意見交換や職員研修等ができるような連携の強化 (地域ブロック拠点病院整備事業) (R4~) ★New★
- 協力医療機関の診療実態を把握するための調査の継続的な実施 (R4~) ★New★

(4) 生活面での支援の強化

各都道府県や政令指定都市等の衛生部門と教育部門に相談窓口を設置し、厚生労働省ホームページに相談窓口を公表

(5) 調査研究の推進

疫学的観点からの研究の実施など調査研究を推進

(再掲) 協力医療機関の診療実態を把握するための調査の継続的な実施 (R4~) ★New★